Ｈ２１年５月１日

ご利用者様・ご家族様へ

平素より　　にご理解ご協力を頂きありがとうございます。
さて、この度介護保険の改定で平成２１年４月より介護保険の報酬改正がありましたのでご報告とご説明を致しますので宜しくお願いいたします。

基本的に居宅支援事業所の介護支援専門員の支援においてはご利用者様の負担金は現在も今回の改正に於いても全くありません。

＊ 下記についてのご同意のみお願いしたく思います。
【新規制度】
●医療連携加算　　１５０単位／月
＊入院の際ご利用者様の情報（直近の状態）を入院先にお伝えし、情報共有をする。
これは、入院先での円滑な医療を受けられるように支援することを目的としています。

●退院・退所加算　　Ⅰ　４００単位／月　　Ⅱ　６００単位／月
＊入院・退所時にご利用者様に対しての話し合いや情報交換を行うことに対する加算です。

●認知症加算　　１５０単位／月
＊認知症日常生活自立度Ⅲ以上（主治医の意見書にて確認）のご利用者様に対する支援

●独居高齢者加算　　１５０単位／月
＊独居の高齢者に対する支援
この加算につきましては県からの指示にて住民票で独居の確認をするように指示がありますので、アセスメントで独居が確認されましたら市の住民課で住民票を取り寄せ確認させていただくこととなりますのでご了承ください。
以上、今回の改正について下記担当ケアマネより説明を受けご理解頂けましたら、署名捺印をお願いいたします。

署名　　印

代行署名　　印

事業所名　　担当ケアマネ